



目次	ページ
告示	
○災害等による申告期限の延長 (税務課)	1
○県統計調査の実施及び告示の廃止 (統計分析課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (3件) (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	3
正誤	
○正誤 (令2・6・19付け 告示ほか)	4

告 示

高知県告示第161号
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第28条第1項の規定により、次に掲げる地域における行為について、次に掲げる期日まで、その期限を延長する。
 令和3年3月9日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 地域及び行為
 県内に事務所又は事業所を有する者に係る高知県税条例第67条第1項又は第2項の規定による個人の事業税(令和2年所得に係るものに限る。)の賦課徴収に関する申告書の提出(年の中途において事業を廃止した場合を除く。)であって、令和3年3月15日が期限であるもの
- 2 期日
 令和3年4月15日

高知県告示第162号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示し、令和2年3月高知県告示第166号(県統計調査の実施)は廃止する。
 令和3年3月9日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
 高知県新規就農者調査
- 2 調査の目的
 県の産業振興計画において確保目標とされている新規就農者数を把握することにより、今後の新規就農者の支援のための基

礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
 県内全域
 - (2) 単位
 人
 - (3) 属性
 - ア 調査票1
 調査対象年度に新規に自営就農した者
 - イ 調査票2
 調査対象年度に新規に雇用就農した者
- 4 報告をを求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告をを求める事項
 - ア 調査票1
 - (ア) 就農市町村名
 - (イ) 年齢
 - (ウ) 性別
 - (エ) 農家出身又は非農家出身の別
 - (オ) 出身都道府県(本県の場合は、出身市町村)
 - (カ) 就農前の居住地
 - (キ) 主たる経営作目
 - (ク) 就農形態
 - (ケ) 農地の確保先
 - (コ) 農地の情報収集先
 - (サ) ハウスの確保先
 - (シ) ハウスの情報収集先
 - (ス) 研修への参加状況
 - (セ) 計画の認定の種類
 - イ 調査票2
 - (ア) 就農市町村名
 - (イ) 年齢
 - (ウ) 性別
 - (エ) 農家出身又は非農家出身の別
 - (オ) 出身都道府県(本県の場合は、出身市町村)
 - (カ) 就農前の居住地
 - (キ) 法人等への従事状況
 - (ク) 主たる経営作目
 - (ケ) 研修への参加状況
 - (2) その基準となる期間
 報告を求める年の前年の4月から3月までの1年間
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
 - ア 調査票1
 約200人
 - イ 調査票2

- 約100人
- (2) 選定方法
 調査対象年度に新規に就農した者の全数
- 6 報告を求めするために用いる方法
 - (1) 調査組織
 県が報告者に直接又は市町村等を通じて報告を求める。
 - (2) 調査方法
 職員による聞き取り調査
- 7 報告をを求める期間
 - (1) 調査の周期
 1年
 - (2) 調査の実施期間
 毎年3月下旬から5末日まで

高知県告示第163号
 令和3年1月農林水産省告示第48号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和3年3月9日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
 中村市田出ノ川203番地
 イ 氏名
 岡村 常太郎
 - (2)ア 登記簿記載の住所
 土佐清水市栄町2番20号
 イ 氏名
 岡村 富喜
 - (3)ア 登記簿記載の住所
 土佐清水市緑ヶ丘18番3号
 イ 氏名
 岡村 正幸
 - (4)ア 登記簿記載の住所
 兵庫県神戸市葺合区八雲通三丁目4番地4
 イ 氏名
 岡村 清松
 - (5)ア 登記簿記載の住所
 神戸市灘区新在家南町四丁目13番13号
 イ 氏名
 岡村 誠一
 - (6)ア 登記簿記載の住所
 中村市田出ノ川34番地
 イ 氏名

<p>近藤 善松</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和41年12月農林省告示第1657号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p> <p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第164号</p> <p>令和3年1月農林水産省告示第108号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和3年3月9日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高知市神田616番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>西森 敏</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高岡郡構原町構原東6458番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>下元 照義</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高岡郡構原町構原東6452番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>那須 貞明</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高岡郡構原町構原東6438番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>下元 利明</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和41年4月農林省告示第547号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p> <p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第165号</p> <p>令和3年1月農林水産省告示第168号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森</p>	<p>林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和3年3月9日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所</p> <p>香南市赤岡町558番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>林田 誠</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊村穴内797番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>佐々木 竹直</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊村柚木171番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>松田 稲生</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊町柚木171番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>松田 稲生</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高知市高須新町二丁目7番6号</p> <p>イ 氏名</p> <p>松田 邦夫</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊村中内219番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>森下 竹義</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊町川井302番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>藤原 三四郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡東豊永村中内46番屋敷</p> <p>イ 氏名</p> <p>平石 男守</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊町中内780番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>平石 秋了</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊町大滝363番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>小松 俊才</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡東豊永村岩原1311番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>森下 義秀</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高岡郡構原町構原東4248番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>松田 重右衛門</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高知市比島町二丁目9番27号</p> <p>イ 氏名</p> <p>久光 茂子</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高岡郡大野見村竹原754番地1</p> <p>イ 氏名</p> <p>坂本 数馬</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所</p> <p>須崎市大間西町14番12号</p> <p>イ 氏名</p> <p>中越 善文</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所</p> <p>大阪府箕面市栗生間谷西二丁目6番19-806号</p> <p>イ 氏名</p> <p>下元 礼一</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所</p> <p>高岡郡窪川町窪川442番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>香川 渡</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所</p> <p>幡多郡昭和村久保川26番屋敷</p> <p>イ 氏名</p> <p>芝 駒次</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所</p> <p>幡多郡十和村久保川26番屋敷</p> <p>イ 氏名</p> <p>芝 駒次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊町中内163番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>西内 久次郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所</p> <p>長岡郡大豊村大滝122番地</p> <p>イ 氏名</p> <p>門田 安男</p>
---	---	---

(22)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町大滝122番地
イ 氏名
門田 重正

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。で定めるところによる。

昭和43年7月農林省告示第1097号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年3月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西谷田野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村長山 656番1から 安芸郡北川村長山 659番まで	前	8.7 \n19.4	72
	後	10.2 \n29.2	72

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤																									
令2・6・19	号外41	○告示	13	左 (22～31)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">IV 407013</td> <td style="width: 10%;">－</td> <td style="width: 10%;">当 別 (1)</td> <td style="width: 20%;">高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td style="width: 10%;">急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>IV 407015</td> <td>－</td> <td>当 別 (3)</td> <td>高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	IV 407013	－	当 別 (1)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	IV 407015	－	当 別 (3)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">IV 407013</td> <td style="width: 10%;">－</td> <td style="width: 10%;">当 別 (1)</td> <td style="width: 20%;">高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td style="width: 10%;">急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>IV 407014</td> <td>－</td> <td>当 別 (2)</td> <td>高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>IV 407015</td> <td>－</td> <td>当 別 (3)</td> <td>高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	IV 407013	－	当 別 (1)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	IV 407014	－	当 別 (2)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	IV 407015	－	当 別 (3)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
			IV 407013	－	当 別 (1)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																								
IV 407015	－	当 別 (3)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											
IV 407013	－	当 別 (1)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											
IV 407014	－	当 別 (2)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											
IV 407015	－	当 別 (3)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											
			36	中 (40～45) 右 (1～4)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">IV 407013</td> <td style="width: 10%;">－</td> <td style="width: 10%;">当 別 (1)</td> <td style="width: 20%;">高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td style="width: 10%;">急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>IV 407015</td> <td>－</td> <td>当 別 (3)</td> <td>高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	IV 407013	－	当 別 (1)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	IV 407015	－	当 別 (3)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">IV 407013</td> <td style="width: 10%;">－</td> <td style="width: 10%;">当 別 (1)</td> <td style="width: 20%;">高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td style="width: 10%;">急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>IV 407014</td> <td>－</td> <td>当 別 (2)</td> <td>高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>IV 407015</td> <td>－</td> <td>当 別 (3)</td> <td>高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	IV 407013	－	当 別 (1)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	IV 407014	－	当 別 (2)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	IV 407015	－	当 別 (3)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 407013	－	当 別 (1)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											
IV 407015	－	当 別 (3)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											
IV 407013	－	当 別 (1)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											
IV 407014	－	当 別 (2)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											
IV 407015	－	当 別 (3)	高岡郡津野町北川（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊																											

令2・7・27	10256	○告示	10	左 (2~14)	<table border="1"> <tr> <td>406 - 59 -005</td> <td>寺ヶ谷</td> <td>高岡郡中土佐町大野見 神母野(別紙図面のと おり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>406 - 59 -006 b</td> <td>久万秋 川(2)</td> <td>高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	406 - 59 -005	寺ヶ谷	高岡郡中土佐町大野見 神母野(別紙図面のと おり)	土石流	406 - 59 -006 b	久万秋 川(2)	高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)	土石流	<table border="1"> <tr> <td>406 - 59 -005</td> <td>寺ヶ谷</td> <td>高岡郡中土佐町大野見 神母野(別紙図面のと おり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>406 - 59 -006 a</td> <td>久万秋 川(1)</td> <td>高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>406 - 59 -006 b</td> <td>久万秋 川(2)</td> <td>高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	406 - 59 -005	寺ヶ谷	高岡郡中土佐町大野見 神母野(別紙図面のと おり)	土石流	406 - 59 -006 a	久万秋 川(1)	高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)	土石流	406 - 59 -006 b	久万秋 川(2)	高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)	土石流
			406 - 59 -005	寺ヶ谷	高岡郡中土佐町大野見 神母野(別紙図面のと おり)	土石流																				
406 - 59 -006 b	久万秋 川(2)	高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)	土石流																							
406 - 59 -005	寺ヶ谷	高岡郡中土佐町大野見 神母野(別紙図面のと おり)	土石流																							
406 - 59 -006 a	久万秋 川(1)	高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)	土石流																							
406 - 59 -006 b	久万秋 川(2)	高岡郡中土佐町大野見 久万秋(別紙図面のと おり)	土石流																							
14	中 (29~33)	<table border="1"> <tr> <td>II-5622</td> <td>ホヲノ 木渡瀬</td> <td>高岡郡中土佐町大野見 荒瀬(別紙図面のと おり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	II-5622	ホヲノ 木渡瀬	高岡郡中土佐町大野見 荒瀬(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <tr> <td>II-5623</td> <td>井ノ谷 (1)</td> <td>高岡郡中土佐町大野見 荒瀬(別紙図面のと おり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	II-5623	井ノ谷 (1)	高岡郡中土佐町大野見 荒瀬(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊															
II-5622	ホヲノ 木渡瀬	高岡郡中土佐町大野見 荒瀬(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊																							
II-5623	井ノ谷 (1)	高岡郡中土佐町大野見 荒瀬(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊																							
令2・8・4	号外50	○告示	6	右 (30~39)	<table border="1"> <tr> <td>322 - 30 -205</td> <td>末 延 (2)</td> <td>香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>322 - 30 -207</td> <td>末 清 (3)</td> <td>香南市香我美町末清 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	322 - 30 -205	末 延 (2)	香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)	土石流	322 - 30 -207	末 清 (3)	香南市香我美町末清 (別紙図面のとおり)	土石流	<table border="1"> <tr> <td>322 - 30 -205</td> <td>末 延 (2)</td> <td>香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>322 - 30 -206</td> <td>末 延 (3)</td> <td>香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>322 - 30 -207</td> <td>末 清 (3)</td> <td>香南市香我美町末清 (別紙図面のとおり)</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	322 - 30 -205	末 延 (2)	香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)	土石流	322 - 30 -206	末 延 (3)	香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)	土石流	322 - 30 -207	末 清 (3)	香南市香我美町末清 (別紙図面のとおり)	土石流
			322 - 30 -205	末 延 (2)	香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)	土石流																				
322 - 30 -207	末 清 (3)	香南市香我美町末清 (別紙図面のとおり)	土石流																							
322 - 30 -205	末 延 (2)	香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)	土石流																							
322 - 30 -206	末 延 (3)	香南市香我美町末延 (別紙図面のとおり)	土石流																							
322 - 30 -207	末 清 (3)	香南市香我美町末清 (別紙図面のとおり)	土石流																							